

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱

制 定 令和3年12月24日付け 3 畜産第1336号
最終改正 令和5年11月29日付け 5 畜産第1640号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(趣旨)

第1 令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、政府全体として和牛をはじめとする肉用牛の増産、国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出の拡大を図る必要がある。

このような中、生産者と消費者の結節点として重要な拠点である食肉処理施設については、労働力不足、施設の老朽化、低稼働率、衛生水準の低下等の問題を抱えており、これらの改善が課題となっている。

加えて、令和2年11月30日に取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額目標の達成に向け、国産畜産物の一層の輸出の拡大を図る必要がある。

このため、食肉の流通に必要な食肉処理施設について、再編合理化等を通じた効率的な流通体制の構築や、高品質で安全・安心な食肉の安定的な供給を可能とする流通構造の高度化及び今後の円滑な合意形成を図る取組を支援するとともに、輸出対応型の畜産物処理加工施設の整備を支援することにより、国産食肉の生産・流通体制の強化及び国産畜産物の輸出の拡大を図る。

(通則)

第2 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、本事業に要する経費のうち交付金交付の対象として農林水産大臣（以下「大臣」という。）が認める経費（以下「交付金対象経費」という。）について、予算の範囲内において、都道府県に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 交付金は、別表の事業実施主体欄に掲げる事業実施主体が、別表の事業内容欄の1及び2に掲げる事業（以下「交付金事業」という。）を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業において実施する事業の内容、事業実施主体及び採択要件は、別表のとおりとする。

(事業の実施)

第5 事業実施計画の提出及び事業の着工等は、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定めるところにより実施するものとする。

2 事業実施主体は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。

(交付の対象及び交付率)

第6 大臣は、事業実施主体が行う交付金事業を実施するために必要な経費のうち、交付金対象経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付金対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

3 交付対象経費の範囲については、畜産局長が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

第7 別表の事業内容の欄に掲げる1と2の事業、1の事業における経費の欄に掲げる(1)から(3)まで、2の事業における経費の欄に掲げる(1)と(2)の相互間における経費の流用をしてはならない。

(国の助成措置)

第8 大臣は、毎年度、予算の範囲内において、成果目標等に応じ、本事業の実施、指導等に必要経費について、交付金を交付するものとする。

2 地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった時は、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

(申請手続)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別紙様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第10 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第11 地方農政局長等は、第9第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事にその旨を通知するものとする。

2 第9第1項の規定による交付申請書が到着してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第12 都道府県知事は、第9第1項の規定による申請を取り下げようとするときは、第11の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第13 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別紙様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更の場合を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更の場合を除く。

(3) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第15 都道府県知事は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別紙様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第16 都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別紙様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別紙様式第5号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、交付金事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第17 都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別紙様式第5号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定による財務大臣との協議が調った日以降に協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第18 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別紙様式第6号のとおりとし、都道府県知事は、交付金事業を完了したとき（第13第1項による廃止の承認があつたときを含む。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（都道府県に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあつた日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第19 地方農政局長等は、第18第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる

ものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第20 都道府県知事は、第19第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第18第1項に準じて提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第19第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第21 地方農政局長等は、第13第1項第3号の交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 事業実施主体が、交付金事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 事業実施主体が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 前2項の規定による交付金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第19第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（事業実施状況の報告等）

第22 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間、畜産局長が別に定めるところにより、毎年度、当該年度における事業実施状況報告を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項による事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した等の場合は、当該事業実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県知事は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する場合には、当該施設等が適正かつ効率的に運用されていないものとして、事業実施主体に対し改善の指導を行うものとする。
 - （１）食肉処理施設の稼働率が70%未満の状況が事業完了年度から5年間継続している場合
 - （２）食肉処理施設の収支率が80%未満の状況が事業完了年度から5年間継続している場合注：収支率 = 事業収益 / 事業支出
- 4 都道府県知事は、第2項による事業実施状況の報告について、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式第9号及び第10号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 第1項及び前項による報告の作成に当たっての留意事項は、畜産局長が別に定めるところによるものとする。
- 6 大臣は、都道府県知事に対し、第4項による報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

（事業の評価）

- 第23 事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。
- 2 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、畜産局長が別に定める事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、畜産局長が別に定める項目を含めて評価報告を作成し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。
 - 3 都道府県知事は、前項による報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式第9号及び第10号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じ、この評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
 - 4 都道府県知事は、この点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
 - 5 地方農政局長等は、第3項の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

なお、当該評価結果を畜産局長に報告するものとする。
 - 6 地方農政局長等は、前項の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に改善措置を提出させるものとする。
 - 7 畜産局長は、第5項の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本事業の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な事業の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。
 - 8 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等及び畜産局長は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。
 - 9 畜産局長は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する

調査を行うものとする。

(指導推進等)

第24 都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

(財産の管理等)

第25 都道府県知事は、交付金対象経費（交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第26 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、
1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、交付金事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第9第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第11の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。

(1)担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

(2)本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

5 前項の規定による承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第27 都道府県知事は、交付金事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

第28 都道府県知事は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかななければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え別紙様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第29に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第29 都道府県知事は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別紙様式第12号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(事業費の低減等)

第30 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、過剰と受け取られかねない推進活動並びに施設及び設備の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

2 費用対効果分析

本事業による施設及び設備の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である施設及び設備の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならない。

- 3 前項の費用対効果分析は、畜産局長が別に定める場合を除き、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3畜産第1989号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）を準用して定量的に分析を行うこととする。本事業は、事業による施設及び設備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合にのみ実施するものとする。

(不正行為等に対する措置)

第31 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置その他の必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

- 2 都道府県知事は、前項に該当する事業実施主体が新たに本事業の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

(間接交付金交付の際付すべき条件等)

第32 都道府県知事は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件並

びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

2 都道府県知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、各事業実施主体に対し、本要綱の規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 事業実施主体は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別紙様式第13号により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(指導等)

第 33 都道府県知事は、事業の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(株式会社日本政策金融公庫への情報提供)

第 34 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 13 条において、国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力することを定め、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるための仕組みを創設している。このことから、本事業の実施に当たり、本申請に係る情報（事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等）について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等にかかわらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする（ただし、事業実施主体が情報提供に同意しない場合を除く）。

(委任)

第35 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、畜産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、食肉流通再編・輸出促進事業費補助金交付要綱（令和2年3月31日付け元生畜第2117号農林水産事務次官依命通知）及び食肉流通再編・輸出促進事業実施要綱（令和2年3月31日付け元生畜第2117号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の食肉流通再編・輸出促進事業費補助金交付要綱及び食肉流通再編・輸出促進事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月5日から施行する。
- 2 1による改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 1による改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表

区分	事業内容	事業実施主体	経費	交付率	重要な変更		採択要件
					経費の配分の変更	事業の内容の変更	
I 国産農産物生産基盤強化等対策交付金	1 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業 (1) コンソーシアム推進事業	事業実施主体は、コンソーシアム（畜産局長が別に定める要件を満たすものに限る。）とする。	事業実施主体が交付等要綱に基づいて行う事業に係る次に掲げる経費 1 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業 (1) コンソーシアム推進事業に要する経費 (2) 食肉処理施設整備に要する経費 (3) 附帯事務費	定額			畜産局長が別に定める要件を満たしていること。
	(2) 食肉処理施設整備事業			1/2 以内	1 同一の施設及び設備の設計単位ごとに次に掲げる変更 (1) 工事費の各費目相互間における30%を超える増減 (2) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 事業費の30%を超える増又は国庫交付金の増 2 事業費又は国庫交付金の30%を超える減 3 事業実施主体の名称の変更 4 事業の中止又は廃止	
II 国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金	2 輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者の組織する団体 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。 (4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） (5) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (6) 民間事業者（畜産局長が別に定めるものに限る。） (7) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 ただし、産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設の整備に限るものとする。 (8) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体	2 輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業 (1) 畜産物処理加工施設整備に要する経費 (2) 附帯事務費	1/2 以内 1/2 以内			原則として、総事業費が5千万円以上であること。 畜産局長が別に定める要件を満たしていること。

別紙様式第1号（第9第1項関係）

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第9第1項の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- I 事業の目的
- II 事業の内容及び計画（又は実績）

注）様式は次のとおりとする。
食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金 ----- 様式 A

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分				備 考
			交 付 金	都道府県費	市町村費	そ の 他	
食肉流通構造高度化・輸出拡大事業		円	円	円	円	円	
輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業		円	円	円	円	円	
合 計	事 業 費						
	附帯事務費						
	計						

(注) 1 「事業概要」欄、「事業費」欄及び「負担区分」欄には、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合には、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 2 「備考」欄には、区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
 また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

区 分	事 業 概 要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他
		○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
		○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	
	円	円	円	円	
合 計					

- (注) 1 「事業内容」欄は、畜産局長が別に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。
2 「事業費」欄及び「負担区分」欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分				備 考
			交付金 (A)	都道府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	その他 (D)	
1 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	円	円	円	
合 計							

Ⅳ 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

注) 「事業完了予定（又は完了）年月日」は、交付金事業において事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡しが完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

Ⅴ 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

注) 事業実施主体に対し交付金を交付している場合には、実績報告の際に備考欄に交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱

実績報告の際は次の資料を添付すること。ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。

なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 事業実績内訳明細書（様式別紙）

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類（食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金）

区分	補助 根拠	交付先名	施設等区分	交付率	事業費	負担区分				備考
						交付金	都道府県	市町村	その他	
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										
合計										

(注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、区分ごとに計を設けること。

2 補助根拠欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。

3 施設等区分欄は、畜産局長が別に定める交付対象経費の施設・機械等名を記入すること。

4 備考欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

5 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

6 添付書類のうち都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第2号（第13第1項関係）

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり変更したいので、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第13第1項の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- （注）1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
また、添付書類については、交付申請書に添付したもののから変更があつたものだけに添付すること。
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業変更承認申請書」を「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第13第1項の規定に基づき申請する」を「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する」に書き換えること。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更したい」を「中止（廃止）したい」に、「変更の理由」を「中止（廃止）の理由」に、それぞれ書き換えること。

別紙様式第3号（第15関係）

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第15の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 交付金事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由

2 交付金事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）交付金事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別紙様式第4号（第16第1項関係）

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第16第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		令和〇年〇月〇日まで に完了したもの		令和〇年〇月〇日以降 に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」欄には、別紙様式第1号の様式AのⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別紙様式第5号(第17関係)

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官 〇〇 殿

農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、
北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、
東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第17の規定に基づき、概算払いの請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	総事業費	(A) 国庫 交付金	(B) 既受領額		遂行 状況報告	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残額		事業 完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 まで予定 出来高	金額	〇月〇日 まで予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあつては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別紙様式第6号（第18第1項関係）

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり実施したので、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第18第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- （注）1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。
- （1）軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 - （2）事業実施主体に対し交付金を交付している場合にあつては、別紙様式第1号の様式AのV-2の備考欄に、交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があつたものに限り添付すること。
- また、次の資料を添付すること。ただし、（1）の添付を原則とし、（2）については、（1）との併用を可能とする。なお、これらにより難い場合には、（2）のみの添付も可能とする。
- （1）財産管理台帳の写し
 - （2）事業実績内訳明細書

別紙様式第7号（第18第2項関係）

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第18第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付金事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付金事業 に要する 経費 (A)	国庫 補助金	(A) のうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付金事業が完了しなかつた場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかつた場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付金事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別紙様式第8号（第18第4項関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）消費税仕入控除税額報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業について、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第18第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 （〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

（注）1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注）1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
 - ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

I 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業

(〇〇県 〇〇年度)

Table with columns for project name, content, status after implementation (planned vs actual), evaluation, and financials. Includes rows for specific measures like 'AB facility renovation' and 'meat processing facility expansion'.

Summary table with columns: 都道府県平均達成率, 〇%, 総合所見

(注) 1 別紙様式第1号のIIの1に準じて作成すること。
2 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
3 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
4 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
5 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

II 畜産物の輸出拡大に向けた輸出対応型施設の整備

(〇〇県 〇〇年度)

市町村名	事業実施主体名 (対象畜種名)	事業内容①	事業実施後の状況								成果目標の具体的な実績	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況								成果目標の具体的な実績	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考			
			計画時(△年)	1年後(□年)	2年後(◇年)	3年後(▽年)	4年後(●年)	5年後(○年)	目標値(○年)	達成率			計画時(△年)	1年後(□年)	2年後(◇年)	3年後(▽年)	4年後(●年)	5年後(○年)	目標値(○年)	達成率				交付金	都道府県費	市町村費	その他							
(例)〇市	〇〇農協	牛肉(〇〇)	▼3 目標年度までの輸出累計額を補助金額で除した割合(以下、割合という。)を高くする	△年輸出3億円	割合13%(□年輸出4億円)					割合120%(輸出額累計30億円)	11%	割合が13%となった	▼3 精肉等製品を輸出する	輸出量・額実績なし	商談を開始したものは未実施。							0%	輸出開始のための商談を実施した	・産地食肉センター(…)										
			▼5 HACCP認定等の認定状況や輸出状況の進展	別添1参照 (選択した成果目標について、この様式で示される記載事項に沿って、計画時の状況、報告時の状況、実績等を記載すること。)									▼6 受益農家数が多いこと	受益農家数15戸	受益農家数18戸									受益農家数30戸	20%	受益農家数が20%増加した								
			▼7 1日当たりの平均処理頭数を増加	平均処理頭数700頭/日	平均処理頭数750頭/日(増加率7%)					平均処理頭数910頭/日	24%	1日当たりの平均処理頭数が7%増加	▼8 部分内処理コストの削減	処理コスト24,500円/頭(削減率4%)									処理コスト20,520円/頭(削減率20%)	22%	牛1頭当たりの処理コストが4%削減された									

都道府県平均達成率	〇%	総合所見
-----------	----	------	-------

(注) 1 別紙様式第1号のIIの1に準じて作成すること。
 2 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
 3 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
 4 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
 5 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

別紙様式第 10 号（第 22 第 4 項及び第 23 第 3 項関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業の事業実施状況報告及び評価報告
(〇〇年度)

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第 22 第 4 項及び第 23 第 3 項の規定により別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式 9 号を添付すること。
2 必要に応じて食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第 22 第 1 項及び第 23 第 2 項の規定による事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること。

別紙様式第11号（第28第3項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管 交付金事業名									
区 分	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		備 考	
	事業内容	事業実施 主 体	工種構造 又 は 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処 分 制 限 年月日	承 認 年月日		処分の 内 容
									交付金	都 道 府県費	市 町 村 費	その他					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別紙様式第12号（第29関係）

〇〇年度
農林水産省所管

交 付 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付金 事業名	交付決 定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち交付金 相 当 額	支出 済額	うち交付金 相 当 額	翌年度 繰越額	うち交付金 相 当 額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
食肉等流通構 造高度化・輸出 拡大事業													
事業費													
附 帯 事務費													
その他													

記載要領

- 「交付金事業名」欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。

別紙様式第 13 号（第 32 第 2 項第 2 号関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約に係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合には、この限りでない。